第明
三治
種十
郵年
便三
物月
認十
可日

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○専用通信回線設備等端末の電気的条件及び光学的条件を定める件の一部を改正する件（総務二七一）　一
○端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件（同二七二）　五
○端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件（同二七三）　八

〔官庁報告〕

官庁事項
日本貸金業協会の業務規程の変更の認可に関する公示について（金融庁）　八

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人物質・材料研究機構、全国市町村職員共済組合連合会関係　六
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告　示

○総務省告示第二百七十一号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の七の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第百六十二号（専用通信回線設備等端末の電気的条件及び光学的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十二日

総務大臣臨時代理
国務大臣　玄葉光一郎

別表第五号を次のように改める。

別表第五号　無線設備を使用するデジタル端末

端末設備の種別	電気的条件等
無線設備規則第49条の６の３、第49条の６の４に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップ若しくは毎秒3.6864メガチップ又は第49条の６の５に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップの無線設備を使用する端末設備	1　基本的機能 (1)　発信を行う場合にあっては、発信を要求する信号を送出するものであること。 (2)　応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を送出するものであること。 (3)　通信を終了する場合にあっては、チャネルを切断する信号を送出するものであること。
	2　発信時の制限機能 (1)　発信に際して相手の端末からの応答を自動的に確認する場合であって、電気通信回線からの応答が確認できないときにおいては、選択信号送出終了後２分以内にチャネルを切断する信号を送出し、送信を停止するものであること。 (2)　自動再発信（応答のない相手に対して引き続いて繰り返し自動的に行う発信をいう。）を行う場合にあっては、その回数は３回以下であること。ただし、最初の発信から３分を超えた場合には別の発信とみなすものとする。 (3)　(2)の規定は、火災、盗難その他の非常の場合には、適用しない。
	3　送信タイミング (1)　制御チャネルにおける送信は、無線設備規則第49条の６の３、第49条の６の４又は第49条の６の５の伝送設備（以下この項において「伝送設備」という。）から受信したスロットに同期させ、かつ、受信スロットの受信が終了した時点から不規則な遅延の後に送信を開始するものであること。 (2)　通信チャネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始時点と受信したフレームとの偏差は±１マイクロ秒の範囲にあること。
	4　ランダムアクセス制御 (1)　無線設備規則第49条の６の３又は第49条の６の４の端末設備 ア　制御チャネル上で、上りメッセージを送出後、160ミリ秒以上1,360ミリ秒以下の伝送設備から指定された時間内にその信号の受信を確認した信号（以